

泉南市コミュニティソーシャルワーカー  
配置促進事業委託事業者選定に係る  
公募型プロポーザル募集要項

泉南市 健康福祉部 長寿社会推進課

泉南市（以下、「本市」）が実施する泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業（以下、「事業」）の適切な運営を確保できる中学校区を基本とした生活圏域（以下、「日常生活圏域」）に定めるD圏域（別紙「泉南市の日常生活圏域」参照）において事業を行っている社会福祉法人、医療法人、公益法人又は法人格を有する民間の事業者を募集します。委託業務の内容並びに委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとします。

## 1 公募事項

### (1) 件名

泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託

### (2) 事業目的

事業は、本市の中学校区単位にある施設にコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）を配置し、地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など援護を要するあらゆる者（援護を要するおそれのある者を含む。以下、「要援護者等」という。）又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進に資することにより、健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築を図ることを目的とします。

### (3) 事業実施場所及び事業内容（サービス内容）

#### ア 事業実施場所

D圏域にCSWを配置し、施設の名称を「いきいきネット相談支援センター」とする。

#### イ 事業内容（サービス内容）

##### ① 総合生活相談とつなぎとしての役割

地域住民が安心して暮らすことができるよう様々なニーズ相談、安否確認、虐待の予防・見守り・発見及び相談者が必要とするフォーマルサービスやボランティアなどのインフォーマルサービスへのつなぎ機能の強化を行う。

##### ② 地域福祉ネットワークの構築関係

小学校区の地区福祉委員、民生委員・児童委員、ボランティア（NPOを含む）及びその他福祉関係機関等との実効性のあるネットワーク体制の構築を行う。さらに、地域福祉の連携を高め、地域福祉活動を円滑に進めるとともに地域におけるきめ細やかな福祉サービス体制を構築し、要援護者等をサポートすること。

##### ③ 各関係機関との連携

地区ケア会議（月1回）の主催、地域包括ケア会議（4か月に1回）等への出席、地区福祉委員役員会への出席及び小地域ネットワーク活動の推進をとおして地域関係者との情報交換を行うこと。また、地域活動（小地域ネットワーク活動等）の実態の把握とその活動への協力・推進を行うとともに、地域住民活動のコーディネーターとして、有用かつ新たなサービスを地域福祉活動団体と連携をとり、研究・開発・普及に努めること。

##### ④ 泉南市の計画等の策定に関すること

泉南市の地域福祉計画及び地域包括ケア計画の策定に、CSW事業者として関わること。

⑤研修の受講

さまざまなニーズに対応するため、CSWスキルアップ研修等、必要に応じて研修等へ参加すること。

(4) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(5) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル

(6) 予算概要

この契約に係る委託料の予算額（委託金額）は次のとおりとします。

ア 3,025,000円

※ただし、平成31年度当初予算が成立した場合。

対象経費は、事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、委託料、旅費、研修費、需用費等を含む。

別途15,000円を上限額とし、研修費として支払う。

## 2 応募資格

次に挙げる条件をすべて満たしている事業者であることとします。

- (1) 参加申込書を提出する際に、社会福祉法人、医療法人、公益法人若しくは法人格を有する民間の事業者であり、日常生活圏域におけるD圏域で事業を行っていること。
- (2) 泉南市暴力団等排除措置要綱（平成22年10月制定）に規定する入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (5) 公告の日から参加申請日までの間において、泉南市建設工事等指名停止要綱（平成27年告示第91号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

## 3 スケジュール（予定）

日 程	内 容
平成30年12月14日～12月28日	参加申込書（様式1）及び申込者に関する資料の提出期間
平成31年1月8日	本プロポーザルの参加承認の可否連絡
平成30年12月14日～ 平成31年1月10日正午まで	質問受付
平成31年1月18日	質問回答（質問票に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答します。）
平成31年1月4日～1月31日正午まで	企画提案申請書（様式2）及び企画提案書の提出期間
平成31年2月18日（予定）	プレゼンテーション及びヒアリング審査
平成31年2月下旬	選定結果の通知
平成31年4月1日	契約締結
平成31年4月1日	委託業務の開始

### (1) 参加申込書（様式1）提出期間

平成30年12月14日（金）から平成30年12月28日（金）

### (2) 企画提案申請書（様式2）の提出期間

平成31年1月4日（金）から平成31年1月31日（木）正午

### (3) 参加申込書（様式1）及び企画提案申請書（様式2）の提出場所

〒590-0592

住所

泉南市樽井一丁目1番1号 泉南市役所 健康福祉部 長寿社会推進課

### (4) 参加申込書（様式1）、企画提案申請書（様式2）、企画提案書の提出方法

持参により提出してください。（泉南市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時

までに（ただし、1月31日（木）のみ正午までに）提出してください。）

(5) 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、平成31年1月8日（火）までに参加申込書（様式1）を提出した全ての事業者へ通知します。

なお、通知方法は、参加資格審査結果通知書により、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って市長印を押印したものを送付します。

(6) 質問の受付

ア 受付期間

平成30年12月14日（金）から平成31年1月10日（木）正午まで

イ 質問の受付

本事業に係る質問については、参加申込書（様式1）を提出したものに限り受け付けます。

ウ 提出方法

電子メールにて件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質問書（様式3）を添付して、次のメールアドレス宛に送信してください。電話及び直接来庁による質問には応じません。

メールアドレス kaigo@city.sennan.lg.jp

エ 質問の回答

平成31年1月18日（金）に、質問書を提出した事業者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答します。

4 提出書類及び提出部数

(1) 参加表明時

- ・参加申込書（様式1） 1部
- ・申込者に関する資料 各1部

（※泉南市入札参加資格を有する者は、下記①、③～⑥の提出は不要）

- ① 法人の登記簿謄本及び定款（発行後3ヶ月以内のもの）
- ② 決算報告書（直近1年分）
- ③ 印鑑証明書（法務局で発行のもの：発行後3ヶ月以内のもの）
- ④ 使用印鑑届（様式4）
- ⑤ 委任状（様式5） ※本社（店）以外で取り引きされる場合は提出してください
- ⑥ 納税証明書または未納がない証明（発行後3ヶ月以内のもの）
  - ・国税（法人税及び消費税 様式その3の3）
  - ・本社及び委任先の都道府県税（法人事業税） ※直近2カ年分
- ⑦ 応募事業者の事業内容がわかる最新のもの（パンフレット等も可）

(2) 企画提案申請時

- ・企画提案申請書（様式2） 1部
- 企画提案書 7部（正本1部、副本6部（副本はコピー可））

企画提案書は、次の事項について提案して下さい。

なお仕様書を熟読のうえ作成してください。

- ① 泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施に係る基本的な考え方を記載してください。
- ② 泉南市第7期地域包括ケア計画（参照：泉南市ウェブサイト／健康福祉部／長寿社会推進課／介護保険係／介護保険／泉南市第7期地域包括ケア計画）中の地域包括ケアシステムへの考え方について記載してください。
- ③ 事業のサービス内容（各5項目）について提案してください。
- ④ 個人情報の保護、守秘義務に関する体制・方法を提案してください。
- ⑤ C SWの人員の選考について提案してください。
- ⑥ C SWの知識及び能力の向上のための教育方法について、提案してください。
- ⑦ 業務実施に係る事業者としてのC SWとの連携について提案してください。
- ⑧ 苦情及びトラブル対応について基本的な考え方、対応策及び対応できないトラブルが発生した場合、本市との連携方法や体制について提案してください。

※その他の留意事項

ア 企画提案書の様式等

- (ア) 用紙サイズは、A4版とし、横書きとします。
- (イ) 文字サイズは、10ポイント以上で作成とします。
- (ウ) 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とします。
- (エ) 両面印刷で50ページ以内（表紙はページ数に含めない）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問いません。
- (オ) ページ番号を付けてください。

イ 企画提案書の作成について

- (ア) 仕様書及び本要項を踏まえてください。
- (イ) 提案内容は、すべて事業者が自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載してください。
- (ウ) 仕様書以上の業務項目や内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載してください。

## 5 業者選定方法

### (1) 審査方法

委託事業者の選定は泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託事業者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」）の審査において選定します。

### (2) 審査方式

審査はプレゼンテーション及びヒアリング審査等により行います。

ア 実施日場所

平成31年2月18日（月）※予定 泉南市役所において実施します。

詳細については、別途通知します。

## イ 実施時間

所要時間は、1事業所につき説明20分、質疑応答20分の40分とします。

## ウ その他

(ア) プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとします。企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止としますが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とします。

(イ) プレゼンテーションにおいては、パワーポイントやプロジェクターの使用はできないものとします。

(ウ) プレゼンテーションの出席者数は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とします。

(エ) 遅刻または欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなします。

## (3) 選定方法等

ア 企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション及びヒアリング審査の内容を評価し、合計点数が高い事業者より順に、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1社を選定します。

イ 委員会は採点基準表に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点します。

ウ 評価点が最低基準点以下となった場合は、選定しません。最低基準点は100点×委員数の60%とします。

エ 参加者が1者の場合であってもプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、その最低基準点以上であった場合は、その提案者を交渉権第1位となる事業者とします。

## 6 審査項目及び審査基準

### (1) 審査

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものです。企画提案書によって企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査しますが、提案内容がそのまま契約内容となるわけではありません。

### (2) 審査基準

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション及びヒアリング審査により、次の審査項目について、次に示す審査基準に基づき評価を行い、総合的に判断します。

#### 1. 基本事項 10点

##### ア 本事業に関する基本的な考え方 (5点)

泉南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施に係る基本的な考え方を記載してください。

##### イ 泉南市第7期地域包括ケア計画の考え方 (5点)

泉南市第7期地域包括ケア計画中の地域包括ケアシステムへの考え方について記載してください。

#### 2. 実務実施における前提条件 65点

##### ウ サービスの内容 (55点)

##### ①総合生活相談とつなぎとしての役割 (20点)

地域住民が安心して暮らすことができるよう様々なニーズ相談、安否確認、虐待の予防・見守り・発見及びサービスへのつなぎ機能の強化について提案してください。

②地域福祉ネットワークの構築関係（15点）

各活動団体及び福祉関係機関等との実効性のあるネットワーク体制の構築、並びにきめ細かな福祉サービス体制の構築により、要援護者をサポートすることについて提案してください。

③各関係機関との連携（10点）

地区ケア会議の主催、各会議等への出席及び小地域ネットワーク活動の推進をとおして地域関係者との情報交換を行い、地域活動の実態の把握とその活動への協力・推進を行うとともに、地域住民活動のコーディネーターとして、有用かつ新たなサービスを地域福祉活動団体と連携をとり研究・開発・普及に努めることについて提案してください。

④泉南市の計画の策定に関すること（5点）

地域福祉計画及び地域包括ケア計画の策定について、CSW事業者としてどのように関わることができるか提案してください。

⑤研修の受講（5点）

さまざまなニーズに対応するため、CSWスキルアップ研修等、必要に応じて研修等の参加について提案してください。

エ 個人情報の保護・守秘義務（10点）

個人情報の保護、守秘義務に関する体制・方法を提案してください。

3. CSWについて 15点

オ CSWの人員選考（10点）

CSWの人員の選考について提案してください。

カ CSWの知識及び能力の維持向上（5点）

CSWの知識及び能力の向上のための教育方法について、提案してください。

4. 業務実施体制 5点

キ CSWとの連携（5点）

事業者の立場での業務実施に係るCSWとの連携について提案してください。

5. 業務運営 5点

ク トラブル対応（5点）

苦情及びトラブル対応について基本的な考え方及び対応策及び対応できないトラブルが発生した場合、本市との連携方法や体制について提案してください。

7 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者にもプロポーザル審査結果通知書により、平成31年2月下旬に通知します。また交渉権第1位、第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知します。

なお通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って



市長印を押したものを送付します。選定に関する異議等は受け付けません。

## 8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記「2 応募資格」の要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。

## 9 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

交渉権第1位に選定された事業者と本市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

### (2) 契約保証金

泉南市財務規則（昭和59年3月22日規則第4号）第125条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付することとします。ただし、同規則第127条の各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部を免除します。

### (3) 支払い条件

委託事務費については、上半期と下半期に分けて事業終了後に請求書を受領した日から30日以内に支払うものとし、研修費においては下半期で実績分の支払いとする。

## 10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。また、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めません。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがあります。
- (6) 提出書の著作権は参加申請者に帰属します。
- (7) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

## 11 結果の公表方法

結果の公表は、契約締結後、泉南市情報公開コーナー及び泉南市ウェブサイト上で公表します。

1 2 問い合わせ先

〒590-0592

住所 泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市役所 健康福祉部 長寿社会推進課 地域支援推進係

電 話 072-483-8254

F A X 072-480-2134

電子メール [kaigo@city.sennan.lg.jp](mailto:kaigo@city.sennan.lg.jp)

担当 曾我、高橋